

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則
(受刑者処遇法施行規則)
に関する意見書

2006年8月23日

日本弁護士連合会

- 目 次 -

第1 意見の趣旨	1
1 視察委員会に対する情報の提供	1
2 識別のための身体検査	1
3 制限区分と優遇区分	1
4 外部交通・書籍・新聞	1
5 保健衛生・医療	1
6 差入れ・領置	2
7 懲罰	2
8 死亡	2
第2 意見の理由	3
1 はじめに	3
2 視察委員会に対する情報の提供	3
3 識別のための身体検査	3
4 制限区分と優遇区分	3
5 外部交通・書籍・新聞	5
6 保健衛生・医療	7
7 差入れ・領置	7
8 懲罰	7
9 死亡	8

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則 (受刑者処遇法施行規則)に関する意見書

第1 意見の趣旨

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(以下「受刑者処遇法」という。)施行規則については、とりわけ以下の点について問題があり、早急な見直しが必要である(なお、条文の記載は、とくに断りのない限り、規則の条文を指す。)。

1 視察委員会に対する情報の提供

刑事施設の長が、毎年度の初回会議において、視察委員会に対し提出する書面に記載すべき情報(第6条)の中に、遵守事項と所内生活の心得を含めるべきである。

2 識別のための身体検査

収容開始時に行われる識別のための身体検査の内容として、指紋採取に加えて指静脈のデジタル画像採取が新設された(第10条第4号)が、今後、国民全体の指静脈採取の突破口ともなる危惧があり、慎重に議論を行う必要がある。

3 制限区分と優遇区分

新たに設けられた制限区分と優遇区分は、運用いかんによっては人権制約の度合いが極めて高い制度となり得るので、改善更生及び円滑な社会復帰に資するよう、運用上の工夫と配慮を求める。

4 外部交通・書籍・新聞

(1) 面会時間の制限

面会時間が原則30分以上とされたものの、混雑時には最低5分にまで短縮できることとされたこと(第66条)は、まさに実態の追認であると言わざるを得ない。面会設備・体制の整備により、早急に30分以上の面会時間を確保するべきである。

(2) 制限区分と面会立会いの連動

面会の立会い又はその状況の録音・録画の態様は、新たに設けられた制限区分に応じて、基準を定めて実施するものとされている(第41条第6項)ところ、受刑者処遇法第90条の趣旨に反することのないよう、画一的な立会いの基準を設けるべきではない。

5 保健衛生・医療

指名医による診療について、刑事施設の長が指定する医療器具及び医療設備以外のものを使用してはならないこととされているが(第24条第2号)、診療に必要な器

具・設備の使用が妨げられないよう，事前に指名医との協議を行うことを規定すべきである。

また「受刑者と診療のため必要な範囲を明らかに逸脱した会話をしてはならないこと」という規定(第24条第4号)は，受刑者と医師との信頼関係を築くことを困難にする可能性があり，削除されるべきである。

6 差入れ・領置

保管私物の保管限度量と領置限度量の制限から除外されるもの(第16条)として，「受刑者が当事者である係属中の裁判所の事件に関する記録その他の書類又はその写し」に加え，訴訟関連の書籍，資料を加えることを求める。

7 懲罰

閉居罰の執行方法については，刑務所長が支障がないと認めるときは単独室以外で執行できるとされ(第75条第1項)，「閉居罰を科されている受刑者について…謹慎させるため必要な限度で，その生活及び行動を制限することができる。」とされている(同条第2項)が，具体的な内容が明確でない。生活と行動の制限は，謹慎させるため必要最小限度にとどめるべきである。

8 死亡

受刑者が死亡した場合には，刑事施設の長は検視した上で，「変死又は変死の疑いがあると認めるときは」，検察官及び警察官たる司法警察員に通報するとされた(第82条)が，「刑事施設の長は，受刑者が死亡したときは検視をし，その結果，明らかに病死であると認めた場合を除いて，検察官及び警察官たる司法警察員に通報する。」と修正するべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

2006年5月24日から刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（以下「受刑者処遇法」という。）が施行され、同年5月23日付の官報で同法施行規則（法務省令第57号。以下「規則」という。）ほかの細則が公表された。日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、受刑者処遇法の成立当初から、規則案の内容の事前開示を求めてきた。実際には、検討を行い意見を述べる機会が十分に保障されなかった。

規則には、以下のような問題点があり、日弁連としては、その改正を求めていく必要があると考える。

2 視察委員会に対する情報の提供

刑事施設の長は、毎年度の初回会議において、視察委員会に対し必要な情報を記載した書面を提出しなければならない（第6条第1項）が、当該書面に記載すべき情報の中に、遵守事項と所内生活の心得が含まれていない。遵守事項は、刑事施設の長が定めるものとされており（受刑者処遇法第51条第1項）、視察委員会に提供される懲罰の科罰の状況（第6条第1項第12号）や不服申立ての状況（同項第13号）について判断するために、不可欠の前提となる情報である。実際に、多くの刑事施設では、視察委員会に対して遵守事項が配布されていない。遵守事項や所内生活の心得は、当然に委員会に対し提供されるべき情報であり、規則上もこの点が明確化されるべきである。

3 識別のための身体検査

収容開始時に行われる識別のための身体検査の内容として、指紋採取に加えて指静脈のデジタル画像採取が新設された（第10条第4号）。生体情報の取得について慎重さが求められるのは当然であるが、この新設については、国会でも、また、日弁連との協議においてもまったく問題提起されていない。このような規定をつくり、生体情報を収集・管理していくことによって、今後、国民全体の指静脈採取の突破口ともなる危惧があり、将来の撤廃可能性も含めた議論を行う必要がある。

4 制限区分と優遇区分

受刑者処遇法の成立により、累進処遇制度が廃止されることは確定していた。しかし、その後の処遇体制としては、法律上は優遇制度を設けることだけが示されており、どのような処遇の変化があるのか、施行規則の内容が注目されてきた。

（1）警備度による制限区分

「受刑者の生活及び行動に対する制限」に関して、第1種～第4種の「制限区分」を設けることとされた（第40条）。この制限区分は、開始時指導の終了時に決定することとされている。「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、そ

の自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」(受刑者処遇法第14条)とされるが、この目的を達成する見込みを評価して区分することとされている。そして、この区分は見込みの評価によって適當であると認めたときは定期的に、又は隨時変更できることとされている。

このように、これから処遇の基本は、要警備度による第1種～第4種の「制限区分」が基本となる。これは、ヨーロッパ各国における警備度による分類に基本的に転換することを意味している。これまでのような再犯の可能性と刑期の長短による刑務所の種別分けという処遇の基本体制まで変わるのかどうかは、判然としないが、いずれにしても大変化であることは間違いない。

制限区分による処遇の違いは、居室の開放度と行動の自由度にあり、第41条によると、

- ・第1種は、収容を確保するため通常必要とされる設備又は措置の全部又は一部を設けず、又は講じない室を指定する。
- ・第2種と第3種は、適當と認めるときに限り、第1種と同様の居室を指定できる。
- ・第1種と第2種の処遇場所は、主として居室棟外で行い、施設外で行うこともできる。
- ・第3種の処遇は、主として居室棟外で行う。
- ・第4種の処遇は、特に必要がある場合以外は居室棟内で行う。

開放的施設での処遇は、第1種のみとされた(第42条)。

この制限区分のうち、原則は第3種であり、第1種は開放施設、第4種は昼夜間独居処遇に対応するものと考えられる。問題は第2種であり、第2種の指定を積極的に行えば、行刑の現実はかなり変貌を遂げることとなる。

すなわち、外部通勤作業の条件(第51条)は、開放的施設で処遇を受けていること、制限区分が第2種以上であること、仮釈放が決まっていることとされている。また、第2種に指定されれば、電話通信の対象となり得る。したがって、運用によっては外部通勤・電話通信とも、かなり拡大が可能である。

他方、外出・外泊の条件(第59条)は、開放的施設で処遇を受けていること、制限区分が第1種であること、仮釈放の許可が決定していること、とされ、第1種に限定されている。しかし、外出・外泊と外部通勤の扱いをこのように別に扱うことの合理的な根拠があるとは思われない。まずは試験的な実施にならざるを得ないだろうが、近い将来には外出・外泊の範囲も、より拡大することを期待したい。

(2) 半年ごとの受刑態度評価による優遇区分

この「制限区分」とは別個に、反則行為の有無などの受刑態度の総合判断による第1類～第5類の「優遇区分」を設け、両区分二本立ての処遇体制となった。すなわち、6か月以上刑の執行を受けた受刑者について受刑態度の評価を基準に

第1類～第5類の「優遇区分」を設けることとされた（第45条）。すなわち、

- ・1年を4～9月と10月～翌年3月に分けて「評価期間」とし、この期間における受刑態度を基準に次期の優遇区分を決める。また期間の途中であっても、反則行為があると、優遇区分の指定を変更できることとされている。ただし、変更した場合には、反則行為をした日の属する評価期間にかかる優遇区分の指定においては、その反則行為をしなかったものとして評価しなければならない。
- ・評価期間の途中から刑の執行を受けている受刑者の最初の優遇区分を決める際には、6か月を経過した時点で、それまでに懲罰を科されたことがある者は第5類からスタートし、それ以外の者は第3類からスタートするが、その後に懲罰を受けると第5類に変更になる。優遇区分による違いは、室内装飾品、嗜好品、娯楽品、自弁物品、面会回数、面会時間、発信回数である（第46条）。
- ・第1類は、室内装飾品の貸与、月1回以上の嗜好品の支給、寝具・衣類・室内装飾品・サンダル・娯楽品（現在のところ、CDプレーヤーが想定されているようである。）の自弁許可、月1回以上の飲食物の自弁許可、月2回以上の嗜好品の自弁許可、面会時間が他の2倍、面会回数が月7回以上、発信回数が月10通以上。
- ・第2類は、室内装飾品・サンダルの自弁許可、月2回以上の嗜好品の自弁許可、面会回数が月5回以上、発信回数が月7通以上。
- ・第3類は、室内装飾品・サンダルの自弁許可、月1回以上の嗜好品の自弁許可、面会回数が月3回以上、発信回数が月5回以上。
- ・第4類は、発信回数が月5回以上。

（優遇措置のない第5類も、受刑者処遇法第92条により面会回数は月2回以上、法97条により発信回数は月4回以上が保障されている。）

（3）まとめ

このように、制限区分はかなり長期に及ぶ拘禁度合いについての評価であり、優遇区分は短期的な受刑態度に応じて半年ごとに見直される。コンセプト自体を否定するものではないが、この二つの区分を組み合わせて行われる処遇が実際にどのように展開するかは全く予断を許さないというほかない。運用の仕方次第では、第4種の受刑者は第5類に指定されるなど、非常に抑圧的な制度ともなり得るものであり、改善更生及び円滑な社会復帰に資するよう、運用上の工夫と配慮が必要である。

5 外部交通・書籍・新聞

（1）外部交通

外部交通についての最大の変化は、友人・知人の面会と信書が解禁されることである。既に各地から、今まで不可能であった友人間の面会や信書が認められたことを喜ぶ便りが寄せられている。

面会・信書が予想される相手については、予め受刑者にかなり詳細に届け出さ

せ、証明書類を要求するほか、面会者側にも詳しい申出をさせ、証明書類を要求している(第60条、第61条)。しかし、法務省の立案担当者の説明では、仮に事前に届出のない面会者が来ても、機械的に断るのではなく、その場で審査した上で許否を決めるとされており、実務上も、この点が徹底される必要がある。

面会時間が原則30分以上とされたものの、混雑時には最低5分にまで短縮できるとされたこと(第66条)は、まさに実態の追認であると言わざるを得ない。面会設備を拡充し、早急に原則30分以上を確保するべきである。

面会の立会い又はその録音・録画の態様は、新たに設けられた制限区分に応じて、基準を定めて実施するものとされているため(第41条第6項)、たとえば、第4種の受刑者の面会には立会いを付するというような基準が定められることになりかねない。これは、面会の立会いを必要な場合に行うとした受刑者処遇法第90条の趣旨に反するものであり、画一的な立会いの基準を設けるべきではない。

休日面会は、規定上実施可能となっている(第64条)。そのことは進歩ではあるが、一律に全国で実施される目途はなく、休日面会の実施を義務づけてもいない。徐々にではあっても、可能な施設から積極的に実現していくことが望まれる。

電話による通信は、開放的処遇に限定される可能性が高いと見られていたが、制限区分第2種以上の者、釈放直前の者も対象とされた(第72条)。平均的受刑者は当初、第3種に指定されるものと考えられるが、第2種となれば、開放的処遇を受けていなくても、電話利用の道が開かれることとなった。第2種の指定状況にもよるが、今後の範囲拡大を求めたい。

(2) 翻訳料及び通訳料

外国語による図書・面会・信書に関する翻訳料・通訳料の負担を課す場合が広範なものになる可能性が危惧されていたが、実際には抑制的に規定された。

すなわち、外国語書籍等の翻訳料については、「国語を読解する能力を有しない者」及び「点字によらなければ書籍等を閲覧できない者」には、特別の事情がない限り負担させないこととされた。その他の者については、「閲覧の目的及び受刑者の負担能力に照らしてその者に負担させることが相当と認められるときに限り」、負担させることができるとされ、負担させる場合はかなり限定された(第26条)。面会と信書についても、外交官や親族、重要用務処理者は負担させないとされ、その他の場合も、「受刑者の負担能力に照らしてその者に負担させることが相当と認められる特別の事情があるときに限り」、負担させることができるとしている(第73条)。

これらの規定が尊重され、費用負担の要求を行うのは例外的な場合に限るべきである。

(3) 新聞

購入できる新聞紙の制限(第27条)については、普通紙につき「刑事施設の長が指定する二紙以上の新聞紙のうち、受刑者が選択する一紙以上の新聞紙に制限することにより行うことができる」とされ、普通紙以外の日刊紙(スポーツ新

聞)についても同じで、「一月以上の継続的な購入に制限」できることとされた。購入の場合、受刑者処遇法第49条により普通紙の掲示は従来どおり行うことが前提となっている。

6 保健衛生・医療

指名医による診療について、刑事施設の長が指定する医療器具及び医療設備以外のものを使用してはならないこととの条項がある(第24条第2号)。指名医が診療において必要と考える当該施設外の医療器具及び医療設備を利用できないとすれば、指名医の診療を許す意味がない。少なくとも、医師の希望を聞いた上で医療器具などを指定すべきで、診療の準備のための話し合いを行うべきことを規定するべきである。

「受刑者と診療のため必要な範囲を明らかに逸脱した会話をしてはならないこと」という規定がなされている(第24条第4号)。受刑者と医師との信頼関係を築くことを困難にする可能性があり、削除されるべきである。

なお、運動時間は、土曜、日曜、祝日と運動会の日を除いて「1日30分以上、かつ、できる限り長時間」保障された(第20条)。現実には設備に余裕のあるところは45分くらい保障できそうであるとの説明も聞いている。入浴日に運動がない等という制約はなくなった。

定期健康診断に血圧、尿淡白、赤血球数、コレステロール、血糖値、心電図などが加わり、かなり一般的な医療に近くなつたが、医師が必要でないと認めたときは省略できることとされており、実際の運用がどうなるか要注意である(第23条)。

7 差入れ・領置

保管私物の保管方法(第15条)については、「刑事施設の長が指定する居室内又は居室外の棚、容器その他の保管設備に保管させる」とされた。居室外に保管せる場合は、平日に1日1回以上、私物を出し入れする機会を与えるとされており、廊下などにロッカーなどを並べるようなこととなるようである。保管私物の保管限度量と領置限度量の制限から除外されるもの(第16条)としては、「受刑者が当事者である係属中の裁判所の事件に関する記録その他の書類又はその写し(民事訴訟を含む趣旨である。)及び「眼鏡その他の補正器具」が掲げられている。これは、日弁連が強く求めていた訴訟資料の除外を認めたものであり、一步前進ではあるが、訴訟用の書籍や資料などは含まれておらず、十分とはいえない。訴訟資料だけでなく、訴訟関連の書籍、資料を除外することを求める。

8 懲罰

閉居罰の執行方法(第75条)については、刑務所長が支障がないと認めるときは単独室以外で執行できるとされたが、具体的な内容が明確でない。また、「閉居罰を科されている受刑者を謹慎させるため必要な限度でその生活及び行動を制限できる。」とされている(第75条)。行刑改革会議提言において、懲罰の内容は、「非人間的であり、

現在の社会通念に照らして著しく合理性を欠くものであってはならず」とされていた。規則の規定は、これまでの一定の姿勢の強制を求めるなどの、問題を指摘された懲罰の実態を温存するものとなりかねない。生活と行動の制限は謹慎させるため必要最小限度にとどめるべきである。

なお、閉居罰中の運動は週1日以上（第76条）とされ、閉居罰中でも週1日の運動は認められた。また、弁解の方法として書面の提出や補佐職員が弁解を録取する方法も認められた（第79条）点は、一步前進である。

9 死亡

受刑者が死亡した場合には、刑事施設の長は検視した上で、「変死又は変死の疑いがあると認めるとき」は検察官及び警察官たる司法警察員に通報するとされた（第82条）。実質的に検察官に通報するかどうかは刑事施設の長の判断に委ねられることとなった。この点は、「刑事施設の長は、受刑者が死亡したときは検視をし、その結果、明らかに病死であると認めた場合を除いて、検察官及び警察官たる司法警察員に通報する。」と修正するべきである。

日弁連は、本来受刑者が死亡した場合、全件について検察官による検視を行うべきことを求めてきた。そして、検察官による検視に当たって法医学者の補助を求め、その意見を聴取した上で、司法解剖の必要性について判断するという方法を提案してきた。

このような見解は行刑改革会議の提言とはならなかったものの、提言は、「一般的の場合に比べ、その死因を明らかにし、その死に不審なところがないかを適切に判断する必要性が高い」、「外部機関の目に触れる機会を増やすことにより、その死因について疑念を生じさせないようにすることが肝要である。」としており、この提言は医師が医療を継続していた疾病によって亡くなった場合などを除いて、原則として外部の者による検視を求めているものと評価できる。

刑事施設の長という、刑務所の内部の人間であり、かつ全くの法医学的判断の素人に、変死かどうかの判断を委ねることは適当でない。その施設の医師が継続してきた医療の延長上の死亡であって、カルテ上も疑念のない場合を除いて、検察官による検視を行うことを定めることは、行刑改革会議の提言の趣旨であったと考えられる。この部分は、意見の趣旨記載のとおり修正することを強く求める。

以上